資料4（追加）

国指針における主な見直し項目

1. 入所等から地域生活への移行、継続の支援

・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
・当事者が希望する地域生活の支援体制確保の重要性を記載
・施設整備と削減目標の達成との整合
・入所施設における個室化等の推進

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築

・システムの理念明確化と実現に向けた、市町村の相談・援助体制の整備や都道府県における体制整備

3. 福祉施設から一般就労への移行等

・就労選択支援の積極的利用を促すための体制確保の推進
・就労選択支援事業所の設置、成果目標の新設

4. 障害児支援の提供体制の整備等

・4つの中核機能確保などの地域支援体制構築のための成果目標の見直し
・インクルージョン推進のための協議の場の設置
・伴走的な相談支援体制確保の成果目標の新設
・強度行動障害児への支援体制整備目標の新設

5. 地域における相談支援体制の充実

・基幹相談支援センター設置のより一層の推進
・のぞまないセルフプラン解消への取組の推進
・医療分野との連携、ピアサポート等の重要性を記載
・自立支援協議会への当事者参画の重要性を記載

6. 人材確保・定着、生産性の向上

・テクノロジー導入による間接業務の効率化、負担軽減・質の向上の推進
・生産性向上の支援体制整備に向けた成果目標の新設
・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

7. 障害福祉サービスの質の確保等

・就労系サービスやグループホーム等の質の確保の重要性を記載
・情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
・運営指導・監査、人材育成の重要性を記載
・障害児支援における人材育成の重要性を記載

8. きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制

・様々な障害特性に応じた専門人材の確保・育成
・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた検討
・意思疎通支援従事者・支援者・指導者の養成促進
・障害当事者に対するICT機器の利用支援の推進

9. 高次脳機能障害者に対する支援

・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、相談支援体制の充実、専門医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

10. 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

11.「地域共生社会」の実現に向けた取組

・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

12. 住宅セーフティネット制度との連携

・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

13. 地域差の是正・指定の在り方等

・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
・サービス利用者割合の多い自治体における総量規制や意見申出制度の活用の要請
・重度障害者（強度行動障害等）の個別利用見込量の設定努力化

14. 障害者等に対する虐待の防止等

・自治体調査の徹底、体制整備、重篤事例等の検証の一層の推進
・ガイドラインを踏まえた意思決定支援の一層の推進
・希望する生活実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

15. スポーツ・健康増進活動による社会参加促進

・スポーツ・健康増進活動を通じた社会参加と共生社会実現の重要性を記載

16. 災害時における障害福祉サービス提供確保

・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携体制の強化
・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

国指針における新たな成果目標　※抜粋
（現行計画に明記がないもの）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・心のサポーター数
（R15末までに全国で100万人以上）

・K6指標による住民のこころの状態把握
（国民生活基礎調査における調査項目）

③ 福祉施設から一般就労への移行等

・就労選択支援事業所の設置
（R11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上）

④ 障害児支援の提供体制の整備等

・4つの中核機能確保・インクルージョン推進のための協議の場の設置
（専門性に基づく発達支援・家族支援、障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサル、インクルージョン推進の中核、発達支援の入口としての相談）

・伴走的な相談支援体制の構築・連携確保

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

・のぞまないセルフプラン件数をゼロする
（地域診断を行った上で相談支援体制の強化を図る）

⑧ 障害福祉サービス等の質向上の体制構築

・情報公表制度における公表率・更新率 100%
（各都道府県等の管内事業所、毎年度1回更新）

次期障がい（児）福祉計画の視点等について
（基本指針より）

国の「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」において、次期計画の策定に際しての新たな目標や視点等が示されている。

＜イメージ＞

	これまでの傾向等	第8期で求められている視点等
提供体制	サービスの適正な確保・拡充 一部サービスの総量規制	**質量の管理と適正化** (情報公表による透明性確保、 総量規制の対象範囲の拡大 等)
相談支援	基幹相談支援センターの体制整備	**伴走型支援の推進** (のぞまないセルフプランの解消 等)
障がい児支援	児童発達支援センターの整備	**インクルージョン推進等の機能確保** (こども家庭センターとの連携 等)
人材確保	研修の実施によるスキルアップ	**生産性の向上** (各都道府県へのワンストップ支援窓口の設置、ICT活用 等)